

1 開催日時

令和7年6月18日（水）18:00～

2 開催場所

宇部市役所4階 教育委員室

3 その他の事項

- ・ 学校部活動の地域移行について
- ・ ふれあい運動推進大会について
- ・ 宇部市人権尊重のまちづくり条例（案）について
- ・ 小中学校適正規模・適正配置計画について
- ・ 寄附の報告について

現在の位置： [トップページ](#) > [市政情報](#) > [広報・広聴](#) > [記者発表](#) > [報道発表](#) > [報道発表（2025年6月）](#) > 学校給食のパンの一部提供停止

## 報道発表

# 学校給食のパンの一部提供停止

ウェブ番号1025524 公開日 2025年6月12日

## 概要

令和7年6月11日午前、パン製造業者から、市内の小中学校3校に納入したパンに欠損の可能性があるとの連絡がありました。

この連絡を受けて、該当の学校で再度確認したところ、このうち小学校1校でパンの包装用のビニールが破損し、パンの一部が欠損しているものが2個見つかりました。

このため、当該パン製造業者が小中学校3校に納入した、全てのパンの提供を停止するとともに、衛生管理の不徹底について、学校給食会及び当該パン製造業者に対し、強く抗議しました。

なお、児童生徒に提供する前に判明したため、健康被害はありません。

## 対象校

小学校2校、中学校1校

## 提供停止日

令和7年6月11日（水曜日）

## 原因

調査中

※令和7年4月25日（金曜日）にも同様の案件が発生し、原因を調査したところ、製造後のパンを工場内に保管中に、壁の隙間から小動物が侵入した可能性が高いとの結果でした。

この結果を受けて、本市とパンの納入について委託契約をしている山口県学校給食会に対し、施設の環境整備や製造後の保管中の安全対策を要請し、改善されたとの報告を受けていました。

## 今後の対応

パンの保管場所の安全性が確認できるまで、当該パン製造業者からのパンの納入は停止し、他の製造業者が製造したパンまたは米飯を提供します。

学校給食会及び当該パン製造業者に対し、改めて衛生管理の徹底を強く要請するなど再発防止策を講じるよう求めています。

### このページに関するお問い合わせ

#### 教育委員会事務局 学校給食課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

#### 学校給食の管理・運営に関すること

電話番号：0836-34-8561 ファクス番号：0836-22-6066

#### 学校給食センターの管理・運営に関すること

電話番号：0836-54-4646 ファクス番号：0836-54-4650

✉ 教育委員会事務局 学校給食課へのお問い合わせは専用フォー  
ムをご利用ください。

# 地域クラブ移行の実施体制

## 中学校の新たなスポーツ・文化活動体制整備協議会（随時開催）

※地域部活動の仕組みづくり及び運営方法の検討

- 地域クラブ活動方針の策定
- 地域クラブの手引き策定・改訂
- 指導者人材バンクの設置 など

活動状況報告

- 課題共有
- 解決策の検討など

## 宇部市地域クラブ連絡協議会

事務局：首長部局：部活動地域展開室

補助金等による支援

- 指導者謝金
- 消耗品等

統括コーディネーター

運営支援、各種調整全般

地域クラブ

- ● 剣道クラブ
  - ・指導者謝金
  - ・運営支援
- ■ 地区卓球クラブ
  - ・指導者謝金
  - ・運営支援

関係中学校



学校と連携した活動

学校施設利用等

随時連携

教育委員会：学校教育課

# 宇部市地域クラブ連絡協議会について

## ■ 目的

市内で活動する地域スポーツクラブの定着・発展を促進するため、その円滑な運営に資する情報交換や交流の活性化を図り、宇部市立中学校の生徒にとってふさわしいスポーツ活動を実現する

## ■ 協議事項

- 地域クラブ間の交流、連携、情報交換に関する事
- 学校及び関係機関との連絡調整に関する事
- 地域クラブ指導者等の資質向上に関する事
- その他必要な事項に関する事

## ■ 組織

- 【会長】 宇部市部活動地域展開室長
- 【副会長】 教育委員会事務局学校教育課長
- 地域クラブの代表者
- 地域クラブに関係する中学校長
- その他協議会の趣旨に賛同する者

## ■ その他

- 会員の報酬は無報酬
- 次回会議は令和7年9月～10月頃を予定

# 宇部市地域クラブの認定状況

## ■ 認定済 クラブ一覧 (R6 ; 7クラブ → R7 ; 9クラブ)

クラブ名	関連学校	種目	備考
Goppoええぞなクラブ	東岐波中学校	剣道・卓球・野球	地域スポーツクラブ活動体制整備事業（国実証事業）実施中
桃山クラブ	桃山中学校	軟式野球	
Basketball Club JIN	神原中学校	バスケットボール (男子)	
宇部バスケットボールクラブ (男子)	常盤中学校	バスケットボール (男子)	
上宇部中学校バスケット ボール部活	上宇部中学校	バスケットボール (男女)	
Rush	東岐波中学校	バスケットボール (男子)	
Kamiクラブ	上宇部中学校 神原中学校	軟式野球	
常盤JBC	常盤中学校	軟式野球	令和7年度新規
宇部市剣道クラブ	神原中学校	剣道	令和7年度新規

# 宇部市地域クラブの検討状況

## ■ 申請検討・準備中

クラブ名	関連中学校	種目	備考
宇部バスケットボールクラブ (女子)	常盤中学校	バスケットボール (女子)	地域クラブへの移行に向けて準備中
日の山クラブ	東岐波中学校	ソフトテニス	任意団体（保護者団体）として活動中 Goppoええぞなクラブを母体とした認定申請に 向け準備中
宇部市バレーボール協会		バレーボール	地域クラブへの移行に向けて検討中
藤山野球部	藤山中学校	軟式野球	地域クラブへの移行に向けて準備中

# 令和7年度宇部市地域クラブ活動補助金

- 令和6年度に地域スポーツクラブの体制整備や指導者の配置等への支援を目的として補助制度を創設。
- 令和7年度は2年度目の補助上限額を定め実施。
- 3年度目の支援制度の検討のため、令和7年度についても実証的に支援を実施

## ■ 補助率及び補助上限額

▶ 補助率：補助対象経費の 2/3 以内

▶ 補助上限額：

(新規)補助対象経費の上限額300千円

加入生徒数に5千円を乗じて得た額を合算し、上限は**400千円**。

(2年度目)補助対象経費上限額200千円

加入生徒数に5千円を乗じて得た額を合算し、上限は**300千円**。

※補助対象は加入生徒のうち市内生徒のみ

【例】

○算出方法：新規

- ・ 交付申請時の加入生徒25名（市内：20名、市外5名）の場合  
300千円+（市内：20名×5千円） = 400千円（補助上限額）

## ■ 補助対象経費

経費区分	内容
借料損料	活動会場等の借料及び損料
消耗品費	ボール、ユニフォーム等
備品購入費	長期間にわたって使用できる活動に必要な物品の購入等
印刷製本費	広報物の作成等
通信運搬費	広報物の郵送等
活動費	大会登録料、出場料
保険料	指導者及び参加する生徒の保険料
研修費	地域クラブ指導者及び構成員が公益財団法人日本スポーツ協会等が認定する指導者資格を取得するための経費(受講料・資料代・資格登録料)
諸謝金	指導者配置に係る謝金 ※スポーツ庁・文化庁から示されている、指導者 1 時間あたりの報酬等単価 1,600円を超えない額とする。

# 宇部市認定地域クラブについて

## ■ 宇部市からの支援

- ▶活動するために必要となる費用の補助⇒補助制度の創設
- ▶公共のスポーツ施設の低廉な利用料※での利用を認めるほか、地域の学校をはじめとする学校施設利用を優先的に許可  
(※子ども料金がある場合は子ども料金、その他は利用料の半額)
- ▶指導員が不足した場合の人材バンク登録指導員の派遣  
※山口県人材登録バンク登録状況（個人：14名、団体：16件 いずれも市内は0件）

## ■ 確認事項

○地域クラブ運営において、以下の点にご協力をお願いします

- ▶学校部活動を引き受ける団体であることを踏まえ、活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費になるよう努めてください
- ▶活動状況について、定期的に生徒の在籍校・保護者と情報共有を行ってください
- ▶クラブ規約に準じて、会議（総会等）を定期的に開催してください
- ▶活動内容を大きく変更する場合は、変更事業計画書を宇部市に提出してください
- ▶年度末までに活動完了報告書（様式第5号）を提出してください

# 第 46 回ふれあい運動推進大会開催要綱

～SNS利用による闇バイトの脅威から青少年の被害と非行行為を防ごう！～

## 1 趣 旨

宇部市の未来を担う青少年が健やかに成長することは市民すべての願いです。

7月には、こども家庭庁が「青少年の被害・非行防止全国強調月間」、法務省が犯罪のない安全・安心な地域社会を築くための、「社会を明るくする運動」の強調月間と定め、それぞれの取組に力を入れています。

加えて、平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、過ちを犯した者の立直りを支え、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、7月が「再犯防止啓発月間」と定められたところです。

本市も、これに賛同、協調し、青少年健全育成を広く市民に啓発する「ふれあい運動推進大会」を毎年7月に開催しており、関係者各位の御尽力のもと平成24年の大会では「青少年の万引きゼロ宣言」の採択、令和2年には市として「宇部市再犯防止推進計画」の策定などをすすめてきました。

令和7年度の本大会は、「SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用による闇バイトの脅威から青少年の被害と非行行為防止」をテーマに開催します。

近年、全国的に若者がSNSを通じて闇バイトに応募し、強盗や詐欺などの犯罪に加担するケースが増加しており、深刻な社会問題となっています。県内でも同様の事件が発生し、特に県外からの少年が犯罪実行犯として検挙される事例が報告されています。

このため、青少年が犯罪に巻き込まれないよう、SNSや闇バイトの危険性を正しく認識し、保護者や教育機関との連携を強化して、闇バイトに関わることで取り返しのつかない結果を招くことを青少年に伝え続けていくことが重要となっています。

市、学校、家庭、地域、関係機関が一体となり、第五次宇部市総合計画 前期実行計画における基本目標のひとつである「安心・安全で快適に暮らせるまち」の実現に向けて、青少年の健全育成を推進します。

## 2 主催及び後援依頼先

### (1) 主 催

宇部市、宇部市教育委員会、宇部警察署、第75回“社会を明るくする運動”宇部市推進委員会、山口県薬物乱用防止推進員宇部地区協議会、宇部市地区ふれあい運動推進委員会連絡協議会

### (2) 後援依頼先

宇部市社会福祉協議会、宇部市自治会連合会、宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会、宇部市民生児童委員協議会、宇部保護区保護司会、宇部市PTA連合会、宇部市子ども会育成連絡協議会、宇部市婦人会協議会、宇部市老人クラブ連合会、宇部地区更生保護女性会、宇部デパート・スーパー等防犯対策協議会、宇部市小学校長会、宇部市中学校長会、宇部市児童生徒健全育成協議会、厚狭地区高等学校生徒指導連絡協議会

### 3 開催日時

令和7年（2025年）7月1日（火） 13時00分～14時45分

### 4 会場

ときわ湖水ホール

### 5 次第

第一部 13時00分～13時25分

(1) 開会のことば

・第75回「社会を明るくする運動」宇部市推進委員会委員長

(2) 主催者代表あいさつ

・宇部市長  
・宇部警察署長

(3) 来賓代表あいさつ

・宇部市議会議長

(4) 来賓主賓紹介

(5) 表彰及び受賞者のことば

第41回青少年健全育成・非行防止のための作品（広報紙、ポスター、標語）

・最優秀賞者表彰  
・受賞者から受賞感想のことば

(休憩)

第二部 13時35分～14時45分

(1) 講演「青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないために」

山口県警察本部

人身安全・少年課 育成第一担当補佐 今川 幸恵 様

・60分

(2) 第46回ふれあい運動推進大会スローガン宣言

・宇部市地区ふれあい運動推進員会連絡協議会会長

(3) 閉会のことば

・山口県薬物乱用防止推進員宇部地区協議会会長

### 6 その他

大雨警報が発表されるなど荒天の場合は中止

宇部市公式ウェブサイトにより周知

当日の10時頃発表

※右のQRコードから該当ページに遷移できます

「宇部市公式ウェブサイト\_ふれあい運動の推進」



## 宇部市人権尊重のまちづくり条例（案）

人権は、すべての人が生まれながらにして持つ、誰もが幸福に生活するために必要な権利であり、この基本的人権の保障は日本国憲法に明記されています。

本市においては、「人間が尊重される都市づくり」という市民宣言のもと、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、相互に認め合える共生社会の構築を目指して、人権教育及び啓発に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、今日においてもなお、人権に関する社会的課題は数多く存在し、子どもや高齢者に対するいじめや虐待、障害者や外国人、感染症患者に対する偏見や差別、インターネット上の誹謗中傷など、多様な形態の人権侵害が見受けられます。

これらの課題を解決していくために、私たちは、個人の価値観が多様化する中であっても、互いを思いやる心を育み、各々の個性を認め合い、そして互いの人権を尊重していかなければなりません。

ここに、私たち宇部市民が一丸となって、差別、暴力、虐待その他の「人権侵害を許さない」という決意のもと、互いの多様性について認識を深め、差別を無くすために主体的に行動することで、誰もが生きづらさを感じることなく、安心して暮らせる共生社会を実現するため、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な事項を定め、人権課題の解決に取り組むことにより、すべての人の人権が尊重されるまちを実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 不当な差別 年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする差別をいう。
- (4) 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、すべての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという「人権尊重」を基本的な考え方とし、すべての人の人権が尊重されるまちを実現することを目指して取り組まなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第4条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を積極的に推進しなければならない。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる生活の場において、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、すべての人の人権を尊重し、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(人権教育及び人権啓発の推進)

第8条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、人権に関する知識や理解を深めるために必要な取組を行うものとする。

2 市は、人権尊重のまちづくりの推進に関して、地域の状況に応じた教育及び啓発に努めるものとする。

(指針の策定等)

第9条 市は、第5条に規定する市の責務を果たすため、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を推進するための指針(以下「推進指針」という。)を策定するものとする。

2 市は、推進指針に基づき人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を具体的かつ計画的に推進するものとする。

(調査等)

第10条 市は、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に実施するため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(推進指針に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている宇部市人権教育・啓発推進指針（令和5年3月策定）は、第9条第1項の規定により策定されたものとみなす。

## 「宇部市人権尊重のまちづくり条例（案）」に対するパブリックコメント募集要項

本市は、社会状況の変化に伴い、新たに生じる人権課題にも対応しつつ、市民一人ひとりが互いの多様性について認識を深め、差別を無くすために主体的に行動することで、誰もが生きづらさを感じることなく、安心して暮らせる共生社会の実現を目指すため、「宇部市人権尊重のまちづくり条例（案）」を作成しました。

作成にあたり、市民にわかりやすい内容であることや市民の意見を反映したものとなるよう作業を進めております。この素案に対する市民・事業者の皆さんの意見を参考としたいため、下記のとおりパブリックコメントを募集します。

### 1 応募資格

- (1) 市内に在住・在勤・通学している方
- (2) 市内に事務所等を有する事業者（企業・法人・団体等）

### 2 意見募集について

- (1) 募集期間 令和7年5月3日（土）から令和7年6月2日（月）まで

- (2) 閲覧方法

ア 文書による閲覧（※土日祝を除く 8:30～17:15）

- ・市役所（1階 総合案内）
- ・各ふれあいセンター

イ データ（市ウェブサイト）による閲覧

トップページ > 市政情報 > 広報・広聴 > パブリックコメント（計画等に対する意見募集）

<http://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/kouhou/ikenchoushuu/1007973/index.html>

- (3) 提出方法

様式は自由。意見、氏名又は事業者名、連絡先を記入し、持参、郵送、FAX、メールにて提出。匿名、電話での受け付けはいたしません。

- (4) 提出先

宇部市市民環境部人権・男女共同参画推進課

住所 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

FAX 0836（22）6010

メールアドレス：jinken@city.ube.yamaguchi.jp

### 3 結果の公表

お寄せいただいた意見及び当該意見に対する市の考え方、対応を示し、後日公表します。

なお、個々の意見に対して個別の回答は行いません。

- (1) 公表時期

令和7年6月下旬頃

- (2) 閲覧方法

市ウェブサイトにて公表

### 4 その他

提出書類の返却はいたしません。記載された個人情報は、宇部市人権尊重のまちづくり条例（案）の策定に関することについてのみ使用し、その取扱いには十分留意するとともに、他の目的には使用いたしません。

（お問合せ）宇部市市民環境部人権・男女共同参画推進課 電話：0836（34）8308

# 小中学校適正規模・適正配置計画について (地域協議会の開催報告)

## 第1回 藤山中学校区地域協議会

開催日 令和7年5月26日(月)

主な意見	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・新しい学校が開校すると、子どもたちは修学途中に別の学校に通うことになり、環境が大きく変わるので、ケアをしっかりとお願いしたい。</li><li>・学校体育館は学校関係者以外の利用者も多く、新しい学校になっても、これまでと同じ利用ができるようお願いしたい。</li><li>・新しい学校に、不登校の児童が戻れる場を設けて欲しい。</li></ul>
主な質疑	
質問	計画については、決定事項として進めていくのか。
回答	計画を進めていくうえでの課題について、この協議会で協議・調整していく。
質問	新しい学校の位置を最初に決めないと、課題の抽出も進まないのでは。
回答	次回の協議会から、新しい学校の場所等についての協議を進めていきます。
質問	新しい学校の案について、協議会に決定権はあるのか。
回答	極力、話し合いでの方向性に沿っていきませんが、費用面についても勘案し、最終的には教育委員会で決定することとなります。

## 第1回 神原中学校区地域協議会

開催日 令和7年5月28日(水)

主な意見	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・3小1中の統合よりも、早い段階で神原小学校、琴芝小学校、見初小学校の3校が関わりを持てるようになるとうい。</li><li>・未就学児の保護者を初め、周知が不足しているのではないか。</li><li>・琴芝小学校の児童が神原中学校に進学するようになると、学校選択制で神原小学校を選択する児童が減少し早い時点で1クラスになることが予想される。3小1中の新しい学校の開校目標を早めることはできないか。</li></ul>
主な質疑	
質問	令和7年度新1年生の保護者が、学校選択制の利用を判断する際に計画のことが周知されていなかったのはなぜか。
回答	計画の策定が令和6年11月末で、学校選択制の届出の締め切りは遅くとも12月なので周知は困難でした。令和8年度には、ご案内の時点で周知徹底します。

### 【参考】

## 第1回 西岐波中学校区地域協議会

開催予定日 令和7年6月24日(火)

寄 附 (5月分)

令和7年6月18日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和7年5月8日	匿 名	5,000 円	交通遺児のため として  (平成24年度から通算157回目)